

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
（公印省略）

「国民健康保険団体連合会規約例の一部改正等について」等の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行により、関係通知を下記のとおり改正しましたので、御了知の上、貴管内国民健康保険団体連合会、市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本法の円滑な施行について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 「国民健康保険団体連合会規約例の一部改正等について」（平成19年6月11日付け障企発第0611001号本職通知）別紙2「国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関係業務特別会計経理規則例」及び別紙4「国民健康保険団体連合会障害介護給付費支払規則例」の一部改正について  
別紙1のとおり改正する。
- 2 「基準該当事業者に対する特例介護給付費等の支払事務を国民健康保険団体連合会に委託して実施する場合の請求等の取り扱いについて」（平成19年6月11日付け障企発第0611002号本職通知）の一部改正について  
別紙2のとおり改正する。